

## 海外経済要録

### 国際機関

#### 国際通貨基金、国際復興開発銀行および国際金融公社総会

国際通貨基金、国際復興開発銀行および国際金融公社では9月24日より同28日までワシントンにおいて合同総会を開催した。今回の総会は前二者については第11回の、後者にとっては第1回の年次総会にあたるものである。総会は、年余にわたる世界的な経済安定を反映して、一般の予想通りさしたる波乱もなく終った模様である。

以下各機関別に論議の要点を略記すれば、基金関係においてはこれまで毎回討論の中心となってきた交換性回復問題が英ポンド軟調の折柄今回は全く見送りの形に終り、これに代つて各国代表の関心はインフレ抑制政策いかに集まった。これに関しマクミラン英代表は、インフレ抑制のため従来の財政金融政策に加え、消費者金融などの選択的信用統制の必要性を指摘し、また国際収支の堅調を示す諸国の協力的態度を要請したが、これに続きホルトロップ・オランダ代表は海外よりのインフレ波及という小国の憂慮を表明、大国のインフレ抑制措置の万全を要望するとともに、基金の為替相場に関する政策に弾力性を与える必要を強調し、諸国の共感を呼んだ。

このほか後進国の経済動向に対する懸念が表明されたことも今回の総会の特色で、後進諸国代表より、先進諸国と後進諸国との経済力の差が拡大しつつあること、先進諸国の経済のうちわずか1、2の部門の軟調が若干の後進諸国にとっては深刻な経済困難を惹起するに至ること、などの事情が指摘された。もつともこれらの点については何らの具体的対策も提示されず、わずかにルース専務理事が、輸出価格下落に備える外貨蓄積の要を強調したにとどまった。

なお総会に先立ち来る10月初に任期満了を迎えるルース現専務理事の後任としてヤコブソン(Per Jacobsson)氏が選任された旨発表された。同氏は長く国際決済銀行経済顧問として著名であり、同氏を迎えた基金の今後の動向に期待がよせられている。

つぎに銀行関係においては、ブラック総裁が前回に続きいわゆる「18%部分」(自国通貨出資分)の積極的な解除を各国代表に要請したほか、後進諸国代表による銀行の融資方針の批判と緩和の要請がなされ注目された。一万田日本代表は銀行のアジア向け融資増大傾向(1955・7～1956・6間貸付総額396百万ドル中アジア向け165百万ドル—41.8%)を諒とし、かつ円貸払込部分解除につき好意的態度を表明しつつ、キューバ、パキスタンなどの各代表とともに、

「1%手数料」(準備金に充当されるもの)の減免、融資態度の緩和・柔軟性などの諸点につき銀行の善処を要望した。懸念されていたスエズ運河問題についてはその政治的側面をおもんばかり、関係国代表はいずれも公式発言を差控えたが、ブラック総裁はじめ英米独の各代表らは投資国の立場から、後進諸国の外資受入体制、とくに国際的取極めの尊重などの諸点につき発言した模様である。

なお銀行総会では特別委員会において原子力利用に関する討論が行われ、ストロース米原子力委員会委員長、プラウデン英原子力公社総裁らが参加した。銀行は昨秋来この問題の検討に着手しているが、後進諸国から原子力に対する強い関心が示され、かつ国連のもとに国際原子力機関創設の準備が進められている折柄、この問題に対する銀行の今後の態度に関心がよせられている。

国際金融公社関係では、ガーナー総裁より同社が後進国開発に重要な役割を演じようとの確信がのべられ、すでに32か国の参加を得、応募資本金は7,838万ドルに達した旨報告された。同社ではすでに融資申請を受け、検討を進めているといわれ、今後の本格的な活動が期待されている。

最後に基金および銀行は加盟国として新たにアフガニスタン、韓国、アルゼンチン、ヴェトナムの各国を迎え、加盟60か国、基金割当額計8,918百万ドル、銀行応募資本金計9,261百万ドルとなつた(他にスーダン加盟申請中)。明年の総会はワシントンにおいて開催される予定である。

#### 国際通貨基金取引高推移 (単位百万米ドル)

暦年	売却高	買戻高	純売却高
1947～1953計	1,126.4	539.7	586.7
1954	62.5	210.0	- 147.5
1955	27.5	232.4	- 204.9
1956・6まで	21.5	81.6	- 60.1

#### 国際復興開発銀行用途別、地域別貸付高

1956.6.30 現在 (単位百万米ドル)

用途	地域					
	計	アジア	アフリカ	豪州	欧州	米州
計	2,667	439	347	259	969	653
再建復興	497				497	
電力	789	136	178	33	130	312
輸送	656	128	125	97	59	247
通信	26		2			24
農林	228	41		89	51	47
工業	331	134	2	40	132	23
総合計画	140		40		100	

## 国際復興開発銀行貸付および回収状況

(単位百万米ドル)

年 度	貸 付			回 収		年度末貸付残高
	貸付総額	取消および借替	貸出元本	元本返済	債権売却	
1947.6- 1953.6	1,590.7	30.7	1,560.0	12.7	70.0	1,477.3
1954.6	323.7	9.8	313.9	3.8	32.4	1,755.0
1955.6	409.6	9.6	400.0	123.8	91.9	1,939.4
1956.6	396.1	2.7	393.4	24.1	73.5	2,235.2
計	2,720.1	52.8	2,667.3	164.3	267.8	

## 米州諸国

## 米国における金融制度調査会の発足

## 1. Robertson 委員会の設置

最近米国でも過去20年における経済金融事情の著しい変化にかんがみ、現行金融立法を根本的に再検討する必要があるとの声が各方面で高まっているが、上院通貨銀行委員会でもこれを本格的に採り上げることとなり、本年7月銀行小委員会委員長 Robertson 氏を長とする特別委員会の設置を決定した。

Robertson 氏が9月10日発表した声明書によると、委員会の目的および運営方式は、

(1) 目的 20年前銀行法の全面的検討が行われ銀行法 (Banking Act of 1935) が成立したが、金融方式および一般金融事情の変化に対応して国法銀行法、連邦準備法、連邦預金保険法などを up-to-date に改正する必要がある、これが検討を行う。

(2) Advisory Committee 近く金融界の Expert をもつて Advisory Committee を作り、各種提案の評価、意見具申に当らせる。

(3) Recommendation の提出 連邦準備制度理事会を始め政府各関係当局に対し、Recommendation の提出を依頼する。

(4) 公聴会 Washington を始め、数都市において産業界代表などより意見を聴取する。

## 2. 予想される問題点

Robertson 氏は検討の対象を限定しない旨強調しているが、次の問題が含まれると述べている。

- (1) 銀行の貸付、融資の制限
- (2) 銀行合併、銀行持株会社の規制
- (3) 現行銀行検査の検討
- (4) 貯蓄貸付組合および Credit Union に関する現行法の全面的検討
- (5) 預金保険会社準備金額の適否
- (6) 国法、州法銀行間の競争の調整
- (7) 連邦準備制度加盟、非加盟の得失

Robertson 氏の挙げている問題点は主として市中金融機関関係法規の再検討である。事実1930年代には相対的地位

の低かつた貯蓄貸付組合、Credit Union など長期性預金取扱機関の最近における急激な膨脹は、これらに関する関係法規の整備を必要としている一方、商業銀行をいかにしてこれらの進出から保護するかの問題をも生じている。さらにこれら機関の進出は、主として商業銀行を通じ金融調整を行っている連銀の金融政策に限界を画することともなっている。また商業銀行以外からも多額な融資がなされている住宅金融、消費者信用に関する直接的統制権限を連銀当局に付与すべしとする最近の論議も、このような金融機構の変化と無関係ではない。前ニューヨーク連銀総裁スプラウル氏も金融市場の再検討とともに中央銀行政策の再検討 (選択的信用統制の必要、支払準備制度の再検討、公開市場操作の対象の拡張など) を提唱しており、学界、新聞、論説などにも同様の提唱が行われていることからしても、市銀関係法規の再検討はその過程において中央銀行政策の検討にまで進むこととなる公算が大きい。

いずれにせよ、Patman 委員会の例に徴しても、今回の調査は関係当局より詳細な資料の提出あるはもちろん、金融界、産業界、学界各方面より膨大な参考人の証言を求める本格的な調査となるものと思われ、今後の推移には注目すべきものがある。

## 米国住宅金融の緩和

昨年中の着工数は約131万戸と1950年に次ぐ盛況を示し、昨年の好況の二大支柱の一つと数えられた民間住宅建築は、本年に入り前年実績を大幅に下回るといふ不振を続けてきたが、この理由として、住宅需要一服に加えて抵当融資の逼迫が挙げられていた。政府は選挙を控えていることもあつて、この情勢に対処し、次の4項目からなる住宅金融緩和措置を9月21日発表した。

(1) 連邦住宅局(FHA)は住宅抵当融資の保証に当つて、9,000ドル以下の住宅に対する頭金率を7%から5%に引下げる(9,000ドルを上回る住宅および復員軍人援護局による保証分は据置)。

(2) 連邦住宅貸付銀行制度(FHLBS)は、その加盟者たる貯蓄貸付組合の同銀行よりの借入限度をその資本額(share capital)の10%から12.5%に引上げる。

(3) 連邦全国抵当組合(FNMA)は、抵当買上条件とし

て、連邦住宅局または復員軍人援護局の保証付抵当の売手に要求する同組合の株式購入を、抵当価額の2%から1%に引下げる。

(4) 連邦全国抵当組合は予約における抵当買上価額を、その92%から94%に引上げる。

当局では、これらの緩和措置は従来金融面の隘路により、計画の引延しを考えていた住宅建設者および購入者を刺激するのに役立つだろうとし、また住宅建設が長期資金の分野で競争的立場に復帰することにより、相応な資金量を獲得出来るようになって見えており、その効果は数か月中に発揮されて、本年の住宅着工数は年間120万戸(本年1~8月間767.2千戸、前年同期929.2千戸)を上回るかも知れないと見ている模様である。

しかし一方では、連邦準備制度が金融引締政策を継続している現在、かかる措置を行うことは好ましくないとし、これによりインフレ傾向に拍車を加えることになるのを警戒する向きもある。また今回の措置は、9,000ドル以下に限られているが、現在9,000ドル以下の住宅は連邦住宅局保証中わずか27.5%(住宅総数中では23.5%)に過ぎず、最近の傾向として住宅の大型化、高級化が窺われる折柄、今回の措置はさして効果があるとは考えられず、むしろ問題は資金量の絶対的不足にあるとし、加えて諸金利の上昇により抵当金融の金利が相対的に低くなっているため、抵当融資の大幅増額は期待し得ないなどの批判的見解も多く見受けられる。

#### アルゼンチンの銀行制度改革

アルゼンチンの銀行制度は従来極度に中央集権化されていたが、それを改正し、中央銀行に自治権を与える法令が8月に公布された。改正の主要点は次の通りである。

(1) 総裁、副総裁は従来金融大臣、同次官の兼任であったが、上院の同意を経て、政府により任命されることとなった。任期七年。

(2) 理事会のメンバーは従来9名(各種政府金融機関総裁4名および農、牧、工、商、労の代表各1名)であつたが、新たに政府任命によるもの4名、商業銀行代表2名、協同組合代表1名を加え、総員16名となった。

今回の改革は昨年のプレビッシュ報告に基くものであるが、同報告では中央銀行は再割引率決定のほか、通貨、信用、一般経済政策に関するすべての事項について政府に助言すべきであり、広い自治権を与えられるべきであるとしている。

商業銀行の預金は従来中央銀行に全額集中され、貸出も中央銀行の指示と資金によつて行われ、商業銀行は単にその間の手数料を取得するに過ぎなかつたが、今後は預金を保有し、貸出は自己の採算と危険負担において行われることとなった。預金の返還はまず10月1日に商業銀行の中央

銀行再割引残高相当額について行い、残額は後日返還することとなっている。なおこの預金返還は商業銀行に信用拡張能力を与える可能性があるため、商業銀行の預金、現金保有、資本、積立金などの規制に関し近く法令が定められる予定である。

## 欧州諸国

### 英国の欧州“自由貿易地域”構想

欧州“自由貿易地域”の構想は、去る7月開かれたOECE理事会において専門委員会によつて具体的に検討することが決定され、ベルギー外相スパークとマクミラン蔵相との協議を経て、英国の見解は最近とみに計画参加に傾いていると伝えられた。9月末マクミラン蔵相はIMF総会終了後、英連邦諸国の蔵相とこの問題に関し協議した後、10月3日ソーニーグロフト商相とともに記者会見において英国の欧州“自由貿易地域”構想を明らかにしたが、その骨子は次のごとくである。

(1) 関税同盟の締結を意図する6か国(いわゆる“Messina” group)と英国およびその他OECE諸国(スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スイスおよびオーストリアといわれる)を包含する“自由貿易地域”を設立する。

(2) これら参加国の関税は財政収入を目的とするものを除き、段階的に低減し、究極的には廃止する。同時に輸入割当その他の保護貿易的措置も漸次撤廃する(この期間は蔵相によれば少なくとも10年かかり、あるいは12年~15年ともいわれている)。

(3) 低減、廃止される関税には未加工および加工食糧、飼料、飲料および煙草に対するものは含まれない(このため蔵相は“部分的”自由貿易地域と呼んでいる)。

(4) 参加国以外の地域に対する関税については、各国が独自に定める権限を保留する(この点が対外的に同一の関税を適用する関税同盟と異り、英連邦諸国に対する特惠関税の維持を意図したものである)。

(5) 緊急事態において国際収支維持のために輸入制限措置をとる権限を保留する。

(6) 英連邦諸国に対しても参加の門戸は開放するが、差当りその見込みは少ない。

かかる構想は英国の当面する二つの要請—最近の6か国関税同盟創設への進展によつて戦後急速に拡大しつつある大陸市場に参加する利益と、英国の基本的経済体制である英連邦諸国に対する特惠制度の維持の一調和を意図したものであるが、英国が伝統的大陸政策を転換して西欧経済統合運動へ参加の意向を表明したことは、窮極的には米ソの二大勢力に対し第三勢力としての西欧経済圏の強化を指向するものとして注目を集めている。

今回の発表は英国政府の構想の中間報告であつて、最終

案は国内産業界、労働界および英連邦諸国政府との諮問、協議を経て作成されるものであるが、国内においては自動車および繊維など競争力の弱い部分に問題があるとされ、英連邦諸国内でもカナダ、豪州は英国の計画参加に冷淡であると伝えられる。一方すでに OEEC の専門委員会は9月末から作業を開始し、年内に理事会に報告を提出する運びとなつているが、フランスは従来から共同市場計画の参加に対し消極的であり、“自由貿易地域”構想の実現にはなお長期にわたる迂余曲折を免れないものとみられる。差当り10月11日から開かれる GATT 総会において、第三国がかかる西欧経済ブロック案に対しいかなる態度をとるか注目される。

### 西ドイツの為替管理の緩和

西ドイツでは5月に引続き下記のごとき為替管理の緩和措置を行つた。

(1) 従来金融機関の外国為替業務の取扱は公認外国為替銀行に限られていたが、レンダー・バンクは8月21日かかる制限を撤廃し、全金融機関は今後自由に外国為替業務を取扱いうることとなつた。

(2) 9月28日連邦経済省はレンダー・バンクの同意を得て、西ドイツの企業が各3億マルクを限度として海外投資、すなわち海外での企業取得および参加、支店設置を行うことを認め、このたび個別許可を要しないこととした。ただし州中央銀行などに対する報告義務は存続する。

(3) 10月15日より旅行者は、居住者たると非居住者たるを問わず、旅行の際ドイツマルクおよび外国通貨を無制限に持出し、持ち込むことができるようになった。またその携帯通貨により、外国で購入した消費財を為替許可および手数料なしで国内に輸入することができる。

### スペイン銀行の公定歩合引上げ

スペイン銀行は9月10日公定割引歩合を従来の3.75%から4.25%に引上げた。

スペインの経済情勢をみると、1955年の国民所得は前年比5.6%増、工業生産指数も前年比12.5%増を示し、本年に入つても、たとえば1～9月の電力供給66億キロワット時は昨年同期を26.7%上回るなど、経済界は活況を呈している模様である。しかしながら他面、本年年初の冷害を契機としてようやく物価上昇傾向が目立ち、4月には基準賃金の引上げが行われたこともあつて、卸売物価指数(1953年=100)は1955年第1・四半期の102から1956年5月には113に上昇している。政府は前回の基準賃金引上げの際、10月にはさらに7.5%の賃上げを行うことを約していることから、物価は依然強含みが予想されインフレ傾向の濃化が懸念されている。

スペイン銀行の公定割引歩合は、1955年6月従前の4.0%から3.75%に引下げられたまま今日まで据置かれていたも

のであるが、上述のような最近のインフレ兆候に対処するため今回の引上げとなつたものである。

## アジアおよび豪州

### パキスタンの上半期貿易概況

本年上半期中におけるパキスタンの貿易は、輸出954.8百万ルピーに対して輸入は465.3百万ルピーで、差引489.5百万ルピーの大幅出超裡に終つた。

これを昨年下半年実績と対比すれば、輸出においては16%の増加、輸入においては12%の増加、また昨年上半年期との対比では、輸出は42%の増加、輸入は11%の減少(もつとも昨年7月30.5%の平価切下げが行われたので、実質的には輸出は9%の増加、輸入は32%の減少)、差引の貿易戻は前期比では82.6百万ルピー、前々期比では338.6百万ルピーのそれぞれ出超増加である。

上記のごとき貿易収支好調の要因としては、昨年央における平価切下げの効果がまづ第1に挙げられ、昨年下半年以来の著しい出超傾向は本年上半期においても引続き持続されてきている。その他、輸出面におけるジュートの国際市況の活発化、輸入面における開発計画の工業化テンプのスロー・ダウンに基く資材類に対する輸入需要の減退などの事情も挙げられる。

品目別内訳では、輸出ではその大宗をなすジュートおよび綿花が輸出総額中に占める比率では、両者合計にて前期の81%より76%へと若干の比重低下をきたしたが、前者については国際価格の上昇(約10%)、後者については輸出数量の著しい増大によりそれぞれ前期を上回る実績を挙げ、またジュート製品、綿製品などの国内加工工業製品の輸出の増大傾向も注目される(輸出総額中に占める比率は昨年の5%より本年に入つては約10%へと上昇)。一方輸入では機械類並びに綿糸その他の消費財の輸入減少の反面、金属および鉱石、車両、薬品などの品目については増加が見られ、質的な変化が窺われる。

なお相手地域別では、対スターリング地域貿易(従来その占める割合は輸出においては40%以上、輸入においては50%以上)の減少の反面、対 OEEC 諸国(西独、ベルギーなど)貿易の増加傾向が指摘され、なかんづく輸入の面において顕著である。

### セイロンの1956～57年度予算

本年4月コテラワラ政権に代つて発足したベンダラナイケ新政府は、選挙綱領などにおいて社会主義的諸政策の実施を掲げていただけに、本年10月より始まる1956～57年度の予算案については早くから一般の注視するところであつた。このほどスタンレー・デ・ソイサー蔵相は下院に1956～57年度予算案を提出した。

これによれば蔵相が「今回の予算案は政府が企図してい

る諸政策の一部分を織り込んだに過ぎない」と国会で言明してはいるものの、次の通り均衡財政の確立を原則としてきた前政府と異り、176 百万ルピーの大幅赤字を見込まれていることが注目される。

	1956～57年度	現行年度(当初案)
歳入	1,181.8 (百万ルピー)	1,161.8 (百万ルピー)
歳出	1,357.4	1,211.4
経常支出	1,039.5	949.9
資本支出	263.9	261.5
差引	(-) 175.6	(-) 49.6

経常支出面では、現行年度に比し144 百万ルピーの著増となり、資本支出を含めた歳出総額増146 百万ルピーの大部分を占めている。これは配給米および砂糖に対する補助金の復活に基き約100 百万ルピー、学童給食の無料実施のため10 百万ルピー、教員待遇改善のため5 百万ルピーの支出を追加計上したことが大きく原因している。資本支出面では、現行年度に比し2 百万ルピーの微増にとどまり、農地開発のための支出増22 百万ルピーのほかは工業、運輸および公共事業などの支出はむしろ削減をみるに至っていることが見のがし得ない。このような削減は蔵相などの政府当局者が、①工業化は前政府が企図したよりも速いテンポで行う方針であること、さらに②前政府の策定した民間部門にもつぱら工業化を期待している6 年投資計画(1953-54～1959-60年度)を中止したいことなどの言明を行つてのことからすれば疑問なしとしない。しかしこれは近くインドの例にならない、公共、民間両部門を包摂した総合的な開発計画立案を目的に国家計画審議会の設置が予定され、同審議会の計画策定をまつて開発支出を計上せんがためと見られる。

一方、歳出面では関税収入増がさして期待できないことなどから、総額において対現行年度比20 百万ルピー増にとどまり、結局赤字は176 百万ルピーに及ぶ見込である。かくして蔵相は、財政赤字縮減のため法人税、所得税などの直接税の大幅引上げを企図した税制改正法案を同時に国会に提出したが、なお150 百万ルピーの赤字を残すことが予定され、今後同国経済に与える影響が注目される。

#### インド、余剰農産物買付協定の締結

インド政府は去る8月29日ニュー・デリーにおいて、米国の間にこれまでに例を見ない3 年の長期で、かつ360 百万ドル(1,720 百万ルピー)に及ぶ多額の余剰農産物買付協定を締結した。

今回の協定に基き、インド政府は農産物買付けに伴う自国通貨による国内売上代金1,720 百万ルピーをインドの「米国政府勘定」に払込むが、次の通り全体の約8割に当る1,371 百万ルピーが、借款および贈与の形で本年4月から実施中の第2次5 年計画の政府開発資金などに利用し

得ることとなつていることが注目される。

① 借款	1,114 百万ルピー	政府開発資金に充当するが、このうち260 百万ルピーは民間企業への貸付に振向ける。返済方法は追つて決定。 政府開発資金に充当 米国農産物の市場開拓、教育および公館維持のため使用
② 贈与	257 百万ルピー	
③ 米国の自由処分	349 百万ルピー	

このような協定に対するインド国内の反響をみるに、一般に買付農産物の過半が小麦、米などの食糧であることは、今後における人口増加および財政赤字に基く通貨増発などによる食糧価格上昇抑制の素地を提供するものと期待されるほか、5 年間80 億ルピーの外国援助を不可欠とする第2次5 年計画の資金調達に大きく資するものとして好感を寄せている。またネール首相なども先般今回の協定につき、過去1 年間にわたる米国との折衝もあつて、インド側に極めて有利なものであることなどを強調している。これは本年3月インドネシアが締結した余剰農産物買付協定(米、綿花を中心に1 年97 百万ドル)と比較すれば、品質などを考慮する必要があるが、単位当り価格においていずれもインドが有利となつていることによつてその一斑を窺い得るであろう。

#### 単位当り価格の比較 (単位ドル)

	インド	インドネシア
米(トン)	132	144
棉花(俵)	140	175

#### ビルマの1956～57年度予算

ビルマ政府は前月末、10月に始る1956～57年度予算案を議会に提出したが、それによれば予算規模が本年度比約2割方膨脹し、本年度予算に示された歳出規模圧縮方針は、わずか1年をもつて放擲され、再び財政政策積極化の動きが見られたこと、ならびにそれにもかかわらず財政収支は数年振に黒字を計上し、健全財政に移行する意図が明らかにされたことが注目される。すなわち経常勘定においては、米穀輸出の好転から国家農産物販売局の納付金(50 百万チャツ)を復活すると同時に、所得税、関税などの増徴を因つて891 百万チャツと本年度を22%上回る歳入を予定、反面歳出は全般的に膨脹をみたものの877 百万チャツと本年度比14%の増加にとどまつた。さらに資本勘定においては、経常勘定と同様国家農産物販売局納付金(100 百万チャツ)が加つたほか、日本からの賠償受入(170 百万チャツ)、世銀借入(21 百万チャツ)などもあつて、本年度のほぼ2倍強におよぶ380 百万チャツの歳入を計上したため、同勘定歳出は電力、住宅、各開発会社に対する支出などを主因に379 百万チャツと本年度比36%の大幅増加を示したにもかかわらず、経常資本両勘定を総合した財政収支は本年度の赤字(97 百万チャツ)から一転黒字(1 百万チャツ)を残すこととなつた。しかしながら新年度予算は国家農産物販売局の納付金に支えられたところが大きく、

したがって米穀国際市況がなお悪化をたどっている折柄、次年度以降の同国財政の動向が注目される。

### インドネシア、輸入規則の改訂

政府は8月1日以降輸入規則の改訂を理由として、暫定的に一般外貨割当による輸入を停止していたが、9月3日新規則を発表するとともに5日から輸入を再開した。今回の改訂は政府が歳入面で特に期待していた旧規則における輸入賦課税(TPI)収入が、最近では予想を大幅に下回っていたため、その増収をはかる必要があつたためとされている。新規則によると、今後の輸入は一般外貨割当による輸入と、輸出促進証書(BPE)による輸入とに分けられ、TPI課税率を基礎とした商品分類は、従来の4分類から9分類に細分されている。その概要は次の通り。

#### T P I 課 税 率 (%)

	一般外貨	B P E	旧制一般外貨
I 超必需品	0	0	0
II 必需品	25	0	} 50
III 同上	50	25	
IV 準必需品	75	50	} 100
V 同上	100	75	
VI 贅沢品	150	100	} (入札制)
VII 同上	200	150	
VIII 超贅沢品	300	200	
IX 同上	400	300	

新規則実施の影響については未だ明らかでないが、民生安定に必要な下級綿布などは、旧分類の必需品(課税率50%)から新分類では準必需品(課税率75%)に格下げされているので、従来に比して値上りするものと見られている。

### 中共の経済開発第2次5か年計画の概要

9月中舉行された中国共産党第8次全国代表大会は「国民経済を發展させる第2次5か年計画に関する建議案」を採択したが、同計画の輪郭は大要以下のごとくである。

#### 1. 達成目標

(1) 生産—1962年(計画最終年度)における工業、農業総生産額は1957年に比べ75%増となるが、このうち工業総生産額は100%増、農業総生産額は35%増である。

主要生産品目につき1962年の生産目標を示せば、鋼塊10,500~12,000千トン、石炭190~210百万トン、電力400~430億キロワット時、綿糸8~9百万捆、食用植物油3.1~3.2百万トン、砂糖2.4~2.5百万トン、機械製紙1.5~1.6百万トン、食糧250百万トン、綿花2.4百万トンである。

(2) 基本建設—計画の中心は重工業に置かれるが、そのうちとくに重点を置かれる部門は機械製造工業と冶金工業で、5か年後に機械設備の自給率を70%(第1次は60%)に引上げ、鋼材その他主要金属製品においてはなおむね自給を達成する。また工業の偏在を是正するため、引続いて華中および内蒙の工業基地建設を進めるとともに、西南、

西北および三門峡付近に新工業基地建設を開始する。

(3) 雇用、生活—労働者数は5年間に6百万ないし7百万増加する。労働者、職員の平均賃金は25%ないし30%増大し、また農民全体の収入は25%ないし30%増加する。

#### 2. 投 資

基本建設投資の財政収入中に占める比率は、第1次5か年計画の35%から40%に増大し、これにより第2次計画の基本建設投資額は第1次計画より倍増する。このうち工業部門が60%(第1次では58.2%)、農林水利関係が10%(第1次では7.6%)を占める。

投資を増大するため国防および行政経費の財政支出中に占める比率を第1次計画の32%から20%に引下げるが、これにより経済および文化教育関係支出の占める比率は第1次の56%から60ないし70%に増大する。

### 豪州、1956~57年度連邦予算案

ファッデン豪蔵相は8月30日1956~57年度予算案を議会に提出した。新年度予算案は歳出入とも1,230百万豪ポンドにのぼり、前年度予算に比すれば115百万豪ポンド、同決算に比すれば99百万豪ポンドの増加となつている。

歳入内訳は租税収入1,095百万豪ポンド、官営事業収入101百万豪ポンド、その他34百万豪ポンドで、租税収入は前年度決算比98百万豪ポンドの大幅増加となつたが、これは3月に実施された増税によるものである。

歳出面では社会保障費226百万豪ポンド、国防費190百万豪ポンド、官営事業費138百万豪ポンド、州交付金243百万豪ポンドなどが主たるもので、各費目とも前年度に比しおおむね微増に止つている。歳入増加分の半ばは「減償並びに投資準備」の増額に当てられた。本準備の予算額は108百万豪ポンド(前年度決算61百万豪ポンド)で、本年度の公共事業計画(210百万豪ポンド)の一部に使用されることとなつている。

同蔵相は予算演説において、新年度における財政政策の基調がここ数年来のものと同様化していないことを述べ、豪州経済の發展のために、公共事業計画と移民計画とを引き続き推進するとともに、他面コストと物価の上昇を抑制するため、増税および金融引締を通じて過剰需要を削減する政策を続けることを明らかにした。

今回の予算案は比較的新味に乏しく、懸案の減価償却率引上げを中心とする法人税軽減が再び見送られたために、産業界では冷やかな空気でこれを迎え、現状維持(standstill)予算と評している。特に政府投資が益々拡大する傾向にあり、その反面政府のデイス・インフレ政策のしわが、主として民間部門に寄せられている点について強い不満が見受けられており、インフレ抑制のためには政府投資および移民計画を削減することが急務であるとの見解も少なくない。